

令和 5 年第 7 回野辺地町議会

臨時会会議録

招 集 年 月 日 令和 5 年 1 0 月 1 8 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 5 年 1 0 月 1 8 日（水） 午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教	育 長	新 渡 幹 夫
総	務 課 長	山 田 勇 一
企	画 財 政 課 長	秋 島 祐 成
防	災 管 財 課 長	西 舘 峰 夫
産	業 振 興 課 長	長 根 一 彦
税	務 課 長	高 山 幸 人
町	民 課 長	上 野 義 孝
介	護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	瀧 澤	誠
会計管理者	小 野 早	苗
学校教育課指導室長	向 中 野 純	子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋	介
総務課長補佐	田 中 利	実
総務課行政担当	佐 藤 祐	大
学校教育課長補佐	飯 田	満

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順	一
議会事務局主幹	濱 中 太	一

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案の上程

日程第 5 提案理由説明

日程第 6 議案審議

1、議案第62号 野辺地町特別職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 7 閉会

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

1 番 横 浜 睦 成

6 番 戸 澤 栄

町長の提出議案

議案第62号 野辺地町特別職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議会の提出議案 な し

会議に付した議案

議案第62号 野辺地町特別職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例案

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和５年第７回野辺地町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 ９時２９分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、１番、横浜睦成君、６番、戸澤 栄君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員会で会期日程について審議した結果を皆様に配付しております。本臨時会の会期は本日１日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

会期は本日１日と決定しました。

◎行政報告

○議長（岡山義廣君） 日程第３、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。ただいま議長から発言の機会をいただきましたので、このたび職員が起こしました不祥事につきましてご報告いたします。

既に報道等でご承知のことと存じますが、先週14日、当町建設水道課の男性職員が平内町におきまして私用で車を運転中に高齢者をはねて死亡させ、逃走した疑いで逮捕されるという事件が発生いたしました。

全体の奉仕者である町職員が、このような事件を起こしたことは誠に遺憾であり、心から深くおわびを申し上げます。

現時点で事件の詳細につきましては明確にはなっておりませんが、今後事実関係を確認した上で、

厳正に対処してまいります。

当町では、先日も町民の個人情報を保存したUSBメモリーを紛失するという事件があったばかりであり、度重なる不祥事の発生を重く受け止め、一昨日16日に臨時庁議を開催し、各所属長を通して全職員に綱紀粛正の徹底について町長訓示を発しました。

今後このような事件が起こることがないように、全職員一人一人が全体の奉仕者である公務員としての自覚を持ち、不祥事の再発防止に徹底を期すとともに、失われた町民の信頼回復に向け、最大限の努力を尽くしてまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（岡山義廣君） 町長からの行政報告であります、質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） このたびの事件に関しては、亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。ホームページにも町長の謝罪の文書が掲載され、町長の思いを伝えたことについては評価できる部分ではありますが、町長はご遺族に対して謝罪に伺ったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） まず、亡くなられた方についてはご冥福をお祈りいたしますとともに、遺族の方々には心からお悔やみを申し上げます。

ご質問ですけれども、このたびの職員の逮捕は、死亡ひき逃げの疑いということで、報道によりますと本人は一部否認しているということでもありまして、現在逮捕、勾留の後の捜査段階であるというふうに承知しております。捜査が進んで、事件の内容等が明らかになった段階で、どう対応するかというのを検討してまいりたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この事件に関連するかどうかはちょっと定かではないのですが、先日町のホームページに掲載されておりました広報のへじ、これが今年度分より前の部分が全部削除されていたのですけれども、この事件に関連してアクセス数が増えたためとか、そういう理由で削除されたのかどうか、その辺お聞きます。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

町のホームページに広報を掲載しておりますが、毎年5月の広報に職員の顔写真を載せております。情報では、職員の名前で検索すると、その広報に掲載しているほかの職員の顔写真が出てくるといった情報もありましたので、当面はプライバシーといいますか、職員の人権を保護するために

一時的な措置として掲載を取りやめました。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） このたびの交通事故につきまして、死亡事故につきまして、当町の職員がということで大変残念に思っております。

報道では、町長のほうから幹部に集ってもらい、話をしたと。そして、全職員には文書で伝えることにしていると報道されていますが、私は幹部もそうですけれども、全職員に対して一堂に集ってもらって、顔を合わせながら町長のほうからしっかりと綱紀粛正を伝えるべきではなかったのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 勤務時間中ということもございまして、物理的に全職員を集めますと業務に支障というか、町民にご迷惑をおかけしますので、幹部職員を呼んで、ただそこで終わるのではなくて、各職員、各所属にしっかり伝えてくださいと、口頭はもちろんですけれども、こういうことを町長が話したというペーパーも含めて、内容をしっかり職員に伝えるようにということでお伝えしております。

正直今回の事件、最もショックを受けて、最も動揺しているのは、もしかして職員ではないのかなと私は思っております、町民のために真面目に一生懸命働いている職員がほとんどなわけですが、そういう動揺をなくすということも、注意喚起と併せてそういうことも進めていかなければいけないということも考えているということを申し添えておきます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第4、議案の上程であります、議案第62号を上程します。

日程第5、町長から提案理由の説明を求めます。

はい。

○町長（野村秀雄君） 今臨時会に提案いたしました案件は、議案第62号「野辺地町特別職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例案」の1件であります。

このたび、町の業務において、町民の個人情報と保存したUSBメモリーを紛失したことに関し、その管理監督責任として町長及び副町長に支給する給料の月額を減額することとし、必要な改正を行うものであります。

以上、提案いたしました議案の概要についてのご説明となります。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

◎議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第 6、議案審議を行います。

議案第62号 野辺地町特別職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

課長、どうぞ。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。議案第62号は、野辺地町特別職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例案であります。

町民の個人情報保存したUSBメモリーを紛失したことにつきまして、その管理監督責任として、町長の給料月額を2か月間、副町長の給料月額を1か月間、それぞれ10分の1減額するため提案するものであります。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。4 ページをお願いします。この条例の附則に第3項として、町長の給料月額について令和5年10月1日から令和5年11月30日までの間、現行の55万円を49万5,000円に読み替える規定を、同じく第4項として副町長の給料月額について令和5年10月1日から令和5年10月31日までの間、現行の47万6,000円を42万8,400円に読み替える規定を加えるものであります。

なお、この条例の施行日は公布の日とし、改正後の規定につきましては令和5年10月1日から適用いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 1万3,000人余りの個人情報が紛失したということでありまして、それぞれ町長、副町長の減給ということで対処するということではあります。この1万3,000人余りの個人情報の紛失に相当する対応であると思えないのですが、これをこの対応で決定した理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 今回1万3,000人余りという膨大な情報が入ったものを紛失した。幸い現時点で流出とか、あるいはそれに伴う被害とかというのは確認されてございませんけれども、一つの重大な事案であったこと、かつこれが一職員によるというよりは、組織全体としての危機管理体制が十分でなかったということが大きかったということで、指導監督、管理者であります町長、副町長が減額ということで、今回申出したわけでございます。

どうであれば十分かというのは、ちょっとなかなか難しいかもしれませんが、あと関係職員をどうするかというのは今後また検討してまいりますけれども、まず特別職、管理監督者としての責任は取るべきだという町長の判断の下、申出したものでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 減給という対応について、今副町長の説明の中では、今の時点ではまだ流出というところは確認されていないということではありますが、万が一これが流出した、そして悪意を持ったものに使われたとなったときは、さらなる処分といたしますか、対応というのをその時点で検討するという解釈でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 紛失したということは、イコール流出のおそれがあるということでございます。それらも含めまして、今回の処分を申出したものでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今回のUSB紛失の件で、前回の説明の中で職員が元の場所に使った後に戻したという説明がありました。その後紛失が分かったわけで、これが事実であれば盗難ということになるはずなのですが、この盗難について警察に盗難届等は出されたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 先日も説明したとおり、警察に遺失届を提出しております。

○議長（岡山義廣君） そのほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本臨時会に付議した議案の審議が全部終了しました。

これをもって令和5年第7回町議会臨時議会を閉会します。

(午前 9 時 4 7 分)